

全軟野連発第 58 号  
令和 4 年 2 月 16 日

都道府県支部  
理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟  
専務理事 小林三郎

野球用ヘルメット（捕手用を除く）の SG 基準改正及び改正後の  
SG 基準を満たした顎ガードつきヘルメットの使用について（通知）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、本連盟では、顎ガードつきヘルメットの使用については、SG 基準を満たした場合、使用を認めるとの解釈でございましたが、一般社団法人製品安全協会において、野球及びソフトボール用ヘルメット（捕手用除く）の SG 基準について、本製品が SG 基準の適用範囲に追加されたことを受け、使用を認めることと致します。使用にあたっては、下記をご確認いただきますようお願い致します。なお、本件は 2 月 1 日開催の本連盟理事会にて承認されましたことを申し添えます。

以上、何卒よろしくお願い致します。

記

■使用を認める顎ガードつきヘルメット

- ・改正後の SG 基準を満たした顎ガードつきヘルメット

■注意事項

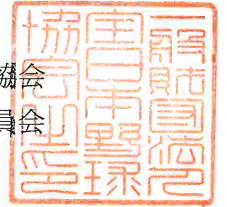
- ・改正後の SG 基準を満たした顎ガードつきヘルメットであっても、使用者等が不正な改造（使用上認められていないにも関わらずパーツを勝手に付け替えるなど）をしていたり、破損していたりする場合など、安全性を欠く場合には使用できない。
- ・顎ガードをつけることは義務ではなく、顎ガードのないヘルメット（SG 基準を満たしているもの）も引き続き使用できる。
- ・既に使用・保有している顎ガードのないヘルメットに、後から顎ガードを取り付けることは認められない。（ヘルメット本体の安全性が確認できないため）
- ・ヘルメットの使用にあたっては取扱説明書をよく読み、その内容に従って使用・管理を行うこと。特にヘルメットの耐用期間は 3 年であること、1 度でも大きな衝撃を受けたヘルメット（顎ガード部分への衝撃を含む）を再度利用することは危険であること、ヘルメットが外部から受ける衝撃の軽減を図るものであり全ての傷害を防ぐものではないということを理解のうえ、使用すること。

以上

全野協第21-49号  
2021年12月16日

公益財団法人	日本野球連盟	御中
公益財団法人	日本学生野球協会	御中
公益財団法人	全日本大学野球連盟	御中
公益財団法人	日本高等学校野球連盟	御中
公益財団法人	全日本軟式野球連盟	御中

一般財団法人 全日本野球協会  
アマチュア野球規則委員会



野球用ヘルメット（捕手用を除く）のSG基準改正、及び  
改正後のSG基準を満たした顎ガードつきヘルメットの使用について

2021年6月15日に一般財団法人製品安全協会より、野球及びソフトボール用ヘルメット（捕手用除く）のSG基準について、顎ガードつきのヘルメットがSG基準の適用範囲に追加され、基準の内容が見直されたことが発表されました。

当委員会では、2019年3月8日付で「打者用ヘルメットへのフェイスガード取付け等の改造禁止について」の通知を發出しておりますが、新たなSG基準を満たした顎ガードつきヘルメットについては、このような不正な改造にあたるものではありませんので、下記のとおり使用を認めることをここに通知いたします。

記

■ 使用を認める顎ガードつきヘルメット

- 改正後のSG基準を満たした顎ガードつきヘルメット

■ 注意事項

- 改正後のSG基準を満たした顎ガードつきヘルメットであっても、使用者等が不正な改造（仕様上認められていないにも関わらずパーツを勝手に付け替えるなど）をしていたり、破損していたりする場合など、安全性を欠く場合には使用できない。
- 顎ガードをつけることは義務ではなく、顎ガードのないヘルメット（SG基準を満たしているもの）も引き続き使用できる。
- 既に使用・保有している顎ガードのないヘルメットに、後から顎ガードを取り付けることは認められない。（ヘルメット本体の安全性が確認できないため）
- ヘルメットの使用にあたっては取扱説明書をよく読み、その内容に従って使用・管理を行うこと。特に、ヘルメットの耐用期間は3年であること、1度でも大きな衝撃を受けたヘルメット（顎ガード部分への衝撃を含む）を再度使用することは危険であること、ヘルメットは外部から受ける衝撃の軽減を図るものであり全ての傷害を防ぐものではないということを理解のうえ、使用すること。

以上